

不動産における一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限

(平成 9年 4月 25日公正取引委員会告示第37号)
制 定 昭和58年10月25日公正取引委員会告示第17号
全部変更 平成 9年 4月 25日公正取引委員会告示第37号

不動産における景品類の提供に関する事項の制限（昭和五十八年公正取引委員会告示第十七号）の全部を次のとおり変更する。

不動産における一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限

不動産の売買、交換若しくは賃貸又は不動産の売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介を業とする者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

- 一 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五十二年公正取引委員会告示第三号）の範囲
- 二 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、景品類の提供に係る取引の価額の十分の一又は百万円のいずれか低い金額の範囲

備考

この告示で「不動産」とは、土地及び建物をいう。